

AFS 年間派遣プログラム 2022 年出発 第 69 期 募集要項

公益財団法人 AFS 日本協会は、2022 年出発の年間派遣プログラム参加者を募集します。

AFS について	1 ページ
AFS 年間派遣プログラムについて	1 ページ
(1) 趣旨と概要	1 ページ
(2) 求める人物像	1 ページ
AFS 年間派遣プログラム 69 期応募について	2 ページ
(1) 応募にあたって<重要>	2 ページ
(2) 応募資格	2 ページ
(3) 国別募集一覧	4 ページ
(4) 応募プロセスと必要書類	5 ページ
(5) 費用・奨学金について	9 ページ
(6) 参加取りやめ・内定取消について	18 ページ
(7) 優遇制度について	20 ページ
参加規程	巻末

AFS について

AFS は異文化学習の機会を提供する世界的な教育団体です。活動の起源は第一次・第二次世界大戦中に傷病兵の救護輸送をしたボランティア組織 American Field Service (アメリカ野戦奉仕団) にあります。AFS の加盟国は約 60 か国、交流国は 100 か国以上に及び、理念に共感し活動を共にするボランティアとともに、多様な文化・価値観の人々と「共に生きることを学ぶ」活動を継続しています。

AFS の理念

AFS は国際的なボランティア団体であり、営利を目的としない民間の組織である。より公正で平和な世界の実現に必要な知識、能力、理解力を多くの人びとが身につけるため、さまざまな異文化と接する機会を提供することを目的とする。

AFS 年間派遣プログラムについて

(1) 趣旨と概要

AFS 年間派遣プログラム (以下、本プログラム) は、異文化理解を目的とした一学年間の交換留学プログラムです。参加者は受入国である AFS パートナー組織のサポートのもと、現地の一般家庭に滞在しながら、現地の高等学校に通学します。

(2) 求める人物像

本プログラムは、慣れない文化・言語環境の中で生活するため、時としてストレスも伴う体験です。AFS では、長年の経験や研究結果から、参加者は以下の「9つの資質」を持ち合わせている必要があると考えています。

1. 柔軟性がある
2. 自信をもち、進んでイニシアチブをとることができる
3. 異なる教育環境で学ぶ意欲と能力がある

- 4.曖昧な状況を受け入れ、他人に助けを求めると他者からの手助けを受け入れることができる
- 5.異なる文化背景を持つ人に興味を持っている
- 6.他者に共感できる
- 7.偏見にとらわれない広い心を持っている
- 8.他者と前向きかつ肯定的な関係を築き、自分の考えを他者と共有できる
- 9.広い視点で自分自身を見ることが出来る

AFS 年間派遣プログラム 69 期応募について

(1) 応募にあたって<重要>

本プログラムは、新型コロナウイルス感染症による不測の事態が懸念される中での募集・実施となります。内定後も状況によりプログラムの事前中止や予定変更（出発日が後ろ倒しになる、開始後に早期終了となる、期間が短くなる、留学先の国や予定されていた行事が変更になるなど）の可能性もあることを予めご了承ください。また、渡航後も受入国の状況により、ホストスクールの授業がオンラインで実施される場合があります。

(2) 応募資格

以下をすべて満たしていること

- ① 異文化体験に対する興味と意欲をもち、留学先での生活に心身ともに適応できる資質のあること。カウンセリング又は投薬治療を受けていた場合、2021年4月1日時点で治療終了後12か月が経過していること（注1）
- ② 2021年4月の時点で、学校教育法が定める日本の高等学校・高等専門学校又は専修学校高等課程の第1、2学年に在学する人。中学生の場合、2022年4月の時点で、学校教育法が定める日本の高等学校・高等専門学校又は専修学校高等課程の第1学年に在学する予定で、2021年4月の時点で中学校第3学年に在学する人。（注2）（注3）かつ、前年度と今年度の欠席日数の合計が目安として30日以内であること（注4）
- ③ 2004年（平成16年）4月2日から2007年（平成19年）4月1日までの生まれであること（注5）
- ④ 応募時点で学業成績が中程度以上であること。特に、スイス希望者は学業成績が上位1/4以内であること。アメリカ希望者は学業成績が上位3/4以内であること（注6）
- ⑤ 在学校の学校長から推薦されること。中学生の場合、応募時点で在学校の学校長から推薦されること。かつ、高校進学後、進学先の学校長の推薦書を提出すること
- ⑥ 希望する国の制約条件に抵触しないこと（注7）

（注1） 精神科、心療内科、神経（内）科、小児科、臨床心理士に不登校や対人関係などのこころの問題でカウンセリング又は投薬治療を受けている最中、又は治療終了後12か月が経過していない場合は、お申込みいただけません。

（注2） 学校教育法が定める日本の学校以外に在籍している場合、条件によって考慮しますので、個別にご相談ください。

（注3） 中等教育学校の場合、「第1学年」は第4学年を、「第2学年」は第5学年を、「第3学年」は第6学年を指します。

（注4） 前年度と今年度の欠席日数の合計は、保健室登校などで登校していても全授業に出席しない日数を含みます。なお、けがや病気が完治し、留学生活に支障がない場合は考慮します。応募時に理由と現状を記載してください。場合によっては診断書の提出を求めます。

（注5） 受入国によっては、教育事情により、別途さらなる年齢制限が設定されています。必ず「国別募集一覧」とあわせてご確認ください。

(注6) 受入国内定後、過去3年分の成績証明書の提出を求めます。AFS国際基準よりも成績が下である場合は、受入国の審査を通過するとは限りません。在学からの推薦書や学業誓約書などの書類提出を追加で求める場合もあります。

(注7) 希望する国の制約条件：

国別に年齢制限、配属制限、成績基準が定められています。ホームページの国別ページをよく読んでから応募してください。条件を満たしていない場合は、受入国での書類審査を通過できませんので注意してください。

【年齢制限】 国の教育制度上の規定や査証の発給要件などにより定められています。

【配属制限】 ペットによるアレルギーや食事制限がある場合は、配属先を見つけることが困難な国が増えています。

【英語力】 アメリカを希望する場合は応募時に英語テスト「ELTiS2.0」で689点以上（800点満点）のスコアが必要です。また、他の国も出発までに英検準2級程度の英語レベルが推奨されます。

[国別ページ](#)：

ホームページトップ> 留学プログラム> 高校生の年間留学
上記ページ内「応募できる国」の国名からリンクしているページ



(3) 国別募集一覧 (予定)

募集の有無や定員は応募時までに変更する可能性があります (※2021年6月10日更新)。

また、本プログラムは、新型コロナウイルス感染症による不測の事態が懸念される中での募集・実施となります。選考試験通過後も、状況によりプログラムが事前に中止になったり、留学先の国が変更になったりする可能性もあることを予めご了承ください。

【冬組】2022年1月～4月出発

留学先	定員 (予定)	出発—帰国 (予定)		年齢制限	参加費
イタリア	5人	1-2月	11月	2004年4月22日 ~ 2006年4月1日	145万円
スイス	3人	2月	1月	2004年4月2日 ~ 2006年2月10日	145万円
デンマーク	1人	1-2月	12月	2004年4月2日 ~ 2006年4月1日	145万円
ドイツ	5人	2-4月	1月	2004年4月2日 ~ 2006年4月1日	145万円

【夏組】2022年6月～10月出発

留学先	定員 (予定)	出発—帰国 (予定)		年齢制限	参加費
アイスランド	3人	8月	6月	2004年4月2日 ~ 2006年12月21日	145万円
アメリカ	60人	8-9月	6月	2004年5月11日 ~ 2007年3月11日	170万円
イタリア	30人	9月	7月	2004年12月10日 ~ 2007年4月1日	145万円
インド	3人	6-7月	5月	2005年1月16日 ~ 2007年1月16日	120万円
インドネシア	7人	7月	5月	2004年7月30日 ~ 2006年7月30日	120万円
オーストリア	5人	9月	7月	2005年3月3日 ~ 2007年4月1日	145万円
カナダ (フランス語圏)	2人	8月	7月	2005年3月28日 ~ 2007年4月1日	145万円
スイス	6人	8月	7月	2004年4月2日 ~ 2006年8月20日	145万円
スペイン	3人	9-10月	6月	2005年5月9日 ~ 2007年4月1日	145万円
タイ	3人	7月	5月	2004年8月1日 ~ 2007年4月1日	120万円
チェコ	7人	8月	7月	2004年4月2日 ~ 2007年4月1日	145万円
中国	5人	8月	6月	2005年2月20日 ~ 2007年2月20日	120万円
デンマーク	5人	8-9月	6月	2004年8月13日 ~ 2007年2月13日	145万円
ドイツ	8人	9-10月	7月	2004年4月2日 ~ 2007年3月10日	145万円
ノルウェー	4人	8月	6月	2004年4月2日 ~ 2006年8月13日	145万円
ハンガリー	10人	8月	7月	2004年4月2日 ~ 2007年2月27日	145万円
フィリピン	5人	7月	5月	2004年7月16日 ~ 2007年4月1日	120万円
フィンランド	15人	8-9月	6月	2004年4月2日 ~ 2006年12月13日	145万円
フランス	15人	9月	7月	2004年12月3日 ~ 2007年4月1日	145万円
ベルギー (フランス語圏)	2人	8月	7月	2004年4月2日 ~ 2006年8月27日	145万円
ベルギー (オランダ語圏)	5人	8月	7月	2004年4月2日 ~ 2006年12月27日	145万円
香港	3人	8月	6月	2006年2月20日 ~ 2007年4月1日	120万円
ラトビア	2人	8月	6月	2004年8月19日 ~ 2007年2月19日	145万円

(4) 応募プロセスと必要書類

	必要な手続き	時期・期間
① エントリー	<ul style="list-style-type: none"> ・アカウントの作成 ・説明動画を視聴 ・理解確認クイズに回答 ・応募できる国をセルフチェック ※必ず事前に在学校の先生に相談のこと	2021年5月10日より随時
② ELTiS 受験 (アメリカ希望者のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・AFS に事前登録のうえ、英語テスト ELTiS をオンライン受験 (1回 5,000円) 	2021年5月10日より随時 (受験日を選択して受験)
③ 応募	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者情報の登録 ・留学希望国の選択 ・自己アピール作文の作成 ・奨学金申請 ・選考手数料の支払い (10,000円) 	A日程 2021年7月1日～7月15日 B日程 2021年8月9日～8月23日
④ 応募結果受領	<ul style="list-style-type: none"> ・受入国確保の通知受領 	応募期間締切から2週間後
⑤ 受入国確保	<ul style="list-style-type: none"> ・受入国確保金の支払い (15,000円) 	応募結果受領から1週間以内
⑥ 奨学金結果受領 (申請者のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金結果の通知受領 	A日程 2021年9月上旬 B日程 2021年10月上旬 ※一部奨学金は時期が異なります
⑦ 本申込み	<ul style="list-style-type: none"> ・以下3点をもって本申込み。本格的に留学に向けた準備を始める ●参加規程に署名して提出 ●在学校の推薦書提出 ●一次金の支払い (300,000円) 	A日程 ～2021年9月中旬 B日程 ～2021年10月中旬 ※期限の詳細は対象者にお知らせします

各ステップの詳細は次ページよりご覧ください。

①エントリー

- ・ エントリーは、応募に進むための必須プロセスですが、費用は発生しません。
- ・ 5月10日より、[ホームページ（年間留学のページ）](#) にエントリー用 URL を掲載します。そちらのページからアカウントを作成のうえ、ログインしてください。
- ・ AFS プログラムの特徴やプログラムの流れを説明動画をご覧ください。その後、理解確認のためのクイズに回答いただきます。
- ・ 誕生日などを入力いただくことで、応募可能な国のセルフチェックができます。
- ・ エントリーにあたっては、必ず事前に在学校の先生にご相談ください（学校によっては留学や応募について内規が設けられている場合があります）。

②ELTiS オンライン受験（アメリカ希望者のみ）

- ・ AFS でアメリカ留学を希望する場合は、応募前に英語力判定テスト ELTiS（エルティス）を受験し、689 点以上のスコアの取得が必要です（満点 800 点）。スコアが足りない場合は、応募時にアメリカを希望できません。
- ・ 実施方法はオンラインです。ご自宅等から受験いただけます。
- ・ 複数回の受験が可能で、受験料は 1 回 5000 円です。
- ・ 受験方法の詳細はエントリー完了者にお知らせします。

ELTiS とは：アメリカの高校の授業を受けるために必要な「聴き取り能力」や「読解能力」があるかどうかをチェックするもので、文法・語法や長文・会話の理解に加え、計算や統計などを含む一般教養問題を英語で解答するという要素が加わっているのが特徴です。全米の高校が交換留学生の受け入れにあたり、ELTiS のスコア提示を求めています。

③応募

- ・ 応募期間になったら、エントリー時に作成した ID とパスワードで応募画面にログインしてください。応募画面の URL はエントリー完了者にお知らせします。
- ・ 入力情報は以下の予定です。
 - 応募者情報（氏名・住所・学校名など）
 - 希望留学先の選択
 - 自己アピール作文の作成（以下 3 つのテーマで各 400 字）
 - 家族や友人などと意見が合わなかったとき、あなたはどうしますか。過去の具体的なエピソードを交えて教えてください
 - 得意・不得意科目に対してどのように取り組んでいますか。また、学業以外に取り組んでいる活動（課外活動、生徒会活動、学級活動など）の内容と、その中であなたが心がけていることがあれば書いてください
 - あなたが AFS で留学したいと考える動機や理由は何ですか。また、あなたは AFS の留学を通してどんな自分になりたいですか
- ・ 選考手数料（10,000 円）は応募画面内にて、クレジットカードでお支払いください。（クレジットカードでのお支払いが難しい場合はご相談ください info@afs.or.jp）
- ・ 奨学金を希望する場合は、各奨学金で必要な情報を入力の上申請してください（P10～参照）

④応募結果受領

- ・ 応募期間終了日から約 2 週間で、受入国が確保できたかどうかの結果をお知らせします。
- ・ 受入国が確保できなかった場合（不合格の場合）は、別の日程での再応募が可能です。

国の決まり方：

応募時に希望順位をつけた国は全て希望国と判断します。申告した希望留学先のなかで、選考の総合成績に基づいて内定国が決めます。第 1 希望国内に定しない場合は、全受験者の第 1 希望国への配属終了後に定員に達していない国に対して第 2 希望国への配属を行います。第 2 希望国内に定しない場合は、第 2 希望国への配属終了後に定員に達していない国に対して第 3 希望国への配属を行います。応募時に順位をつけた国の数だけ、この作業が繰り返されます。そのため、希望国が多いほど、内定の可能性が高くなります。選ぶ国の数に制限はありませんが、希望しない国には順位をつけないようにしてください。受入国確保後の国の変更はできません。

例) 受験者を 5 名、カナダの定員を 1 名、インドの定員を 2 名とした場合

総合成績	応募者	第 1 希望国	第 2 希望国	第 3 希望国	第 4 希望国
1 位	A さん	カナダ	フィンランド	アメリカ	インドネシア
2 位	B さん	カナダ			
3 位	C さん	カナダ	インド	イタリア	
4 位	D さん	インド	デンマーク		
5 位	E さん	インド	タイ	ドイツ	中国

選考の総合成績順に基づき第 1 希望国から配属しますので、まず A さんがカナダに内定します。B さんは成績は第 2 位ですが、定員 1 名のカナダが既に埋まってしまっており、他に希望している国がないので、受入国なし（不合格）となります。D さんと E さんは第 1 希望のインドに内定しますが、定員 2 名のインドはここで配属が完了となりますので、C さんは第 3 希望のイタリアに内定することになります。

⑤受入国確保

- ・ 応募の結果、確保できた国で準備を進める場合は受入国確保金（15,000 円）を 1 週間以内にお支払いください。期限内にお支払いがない場合は自動キャンセルとなります。

⑥奨学金結果受領

- ・ 応募時に奨学金を申請していた方には、選考結果をお知らせします。
- ・ 奨学金の種類によっては、本申込み期限後のお知らせとなります。（P10～参照）

⑦本申込み

- ・ 確保できた国で本格的な留学準備を進めるために、以下をもって本申込みをしていただきます。
 - 参加規程に署名して提出
 - 在学校の推薦書提出
 - 一次金の支払い（300,000 円）
- ・ 書式や支払い方法、期限などの詳細は、対象者にお知らせします。
- ・ 本申込み後の通知をもって、一次合格となります。
- ・ 冬組は出発までの期間が短いスケジュールの都合上、期日が早めに設定されます。奨学金結果受領前の日程になる可能性がありますのでご了承ください。

留学内定後の主な準備

◆英文書類の作成◆

受入国審査のために、英文で書類を準備していただきます。自身の魅力が伝わる日常写真を揃えたり、ホストファミリーへの英文の手紙を作成したり、かかりつけ医による英文健康診断書や在学校の先生による過去3年分の英文成績証明書などを提出したりしていただきます。計画的に準備して、必ず期日までに提出してください。種類が揃っていることを確認したら受入国に送り、審査が始まります。

◆自主学习◆

AFS 国際基準では学業成績が中程度以上であることが求められます。応募後も学校で中程度以上の成績を維持できるよう努力し、留学先で使用する言語の基礎学習も進めてください。英語力は出発までに準2級レベルを推奨します。

◆家庭訪問◆

選考を通過した皆さんのお宅には、AFS のボランティアスタッフが訪問します。この家庭訪問は、AFS のプログラムにおいては大変重要なプロセスとなりますのでご協力をよろしくお願いします。

AFS プログラムでは、配属家庭を受入国の AFS が決定します。双方の性格、趣味、家庭環境などを考慮したうえで、慎重に AFS 留学生とホストファミリーの組み合わせを行います。そのために、実際に皆さんが日本の家族とどのように過ごし、どのような環境で生活してきたかということ、ご本人とご家族の皆さんにお伺いして、受入国と情報共有します。

◆オリエンテーション&オンライン異文化学習◆

オリエンテーションはオンラインまたは対面で実施します。目的を同じくする仲間たちとのディスカッションを通じて、留学生としての心構えをつくっていくことを目的としています。異文化体験を学びに深めていくための重要なプロセスで、AFS プログラムの一環ですので、必ず全員に参加していただきます。欠席すると内定取消の対象となりますのでご注意ください。日程は内定後にお知らせします。

また、全世界の AFS 共通のオンライン異文化学習プログラム「Student Learning Journey 2.0」にも取り組んでいただきます。自分のペースで進める動画学習と、同じ時期にプログラムに参加する各国の AFS 留学生と意見交換するライブセッションという構成になっています。全編英語で実施されます。

◆配属・出発◆

受入国審査に通過すると、受入国では配属先探しに入ります。AFS 生と配属先の双方が有意義な体験を送ることができるように、受入国は慎重に組み合わせを考えていきます。配属先（ホストファミリー・ホストスクール）は受入国が決定し、応募者が希望を出したり選んだりすることはできません。

配属は大変時間のかかる作業ですので、決定時期には個人差があり、お知らせが出発直前になる場合がありますのでご了承ください。近年はひとり親家庭や子供のいない家庭など、ホストファミリーの形は様々です。

出発日時・便は指定されます（成田もしくは羽田空港を予定）。配属作業の遅れや査証・政情不安等の問題で、出発間際に出発日の変更やプログラムの中止または他国への振替をお知らせする場合があります。出発時期による留学期間の延長はありません。また、出発日がはじめてから複数回に分かれる場合もあります。

（近年出発が複数回に分かれた国：アメリカ、ドイツ、デンマーク、オーストラリア等）

ホストスクールは、現地到着後の決定となる場合があります。

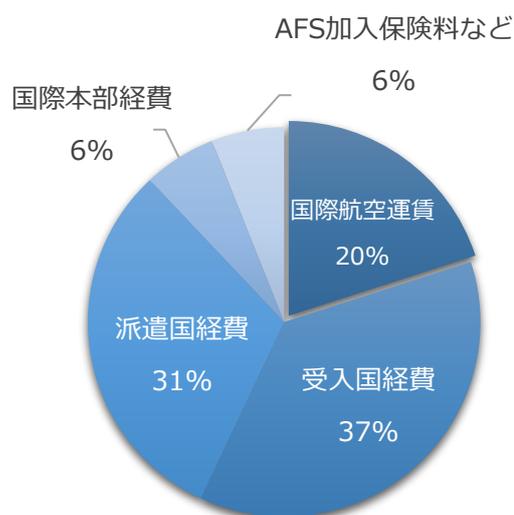
(5) 費用・奨学金について

内容	金額	支払い時期
選考手数料	10,000 円	応募時
受入国確保金	15,000 円	応募結果受領から 1 週間以内
プログラム参加費	アジア	1,200,000 円
	ヨーロッパ・カナダ	1,450,000 円
	アメリカ	1,700,000 円
		●一次金 (300,000 円) : 本申込み時 ●二次金 (残金) : 受入国審査通過時 目安として冬組は 10~12 月ごろ、夏組は 2 月~5 月ごろ。納入期日は別途お知らせします

①プログラム参加費に含まれるもの

- 日本から受入国までの往復航空運賃 (現地国内線を含む)
- AFS が加入する団体保険
- 出発前・滞在中・帰国後オリエンテーション参加費
- ホストスクール通学交通費
- 出発前・滞在中のサポート経費、連絡諸経費
- AFS が企画する参加必須の行事やカウンセリングに関わる経費
- プログラム運営・管理費
- AFS 国際本部経費

役務提供が日本国内で行われる業務 (派遣国経費) には消費税が含まれます。



プログラム参加費の内訳

②プログラム参加費に含まれないもの

受入国や配属先、為替の変動などにより異なります

ホームステイ滞在費用 (ホストファミリーはすべてボランティアであり、留学生を家族の一員として無償で受け入れ、日常の食事・生活費を負担します)	
ホストスクール授業料 (交換留学生として特別待遇で受け入れられますが例外もあります)	
空港税、国際観光旅客税、燃油サーチャージ及び出国手続き諸費用 (当協会指定の代理店による)	30,000~80,000 円程度
査証申請料・取得関連費用 (指定された大使館までの交通費、指定病院での健康診断作成費用) など ※1	50,000 円~180,000 円程度
予防接種など、受入国からの連絡により必要となる諸費用	3,000 円~100,000 円程度
オリエンテーション会場と自宅間の移動・前泊の費用	
当協会が指定する集合・解散場所 (成田又は羽田空港を予定) と自宅間の移動・前泊の費用	
海外旅行傷害保険、加入費用 (任意加入) ※2	130,000 円~250,000 円程度
留学中の歯科治療費、眼鏡 (コンタクトレンズ) 代金、直近の既往症及び現症の傷害・疾病継続治療費、健康診断料、視力検査料、予防接種代金、予防薬代金、美容外科費用など保険でカバーされない費用	
留学中の小遣い (受入国により持参指定金額が異なります)	800~2,500 米ドル程度/年
受入国 AFS 主催の任意参加旅行費用 (受入国により異なります)	
受入国 AFS が出発前に指定する学校費用 (教科書代、検定試験受験料、制服代、スクールチェンジに伴う学校費用などが必要となる場合があります)	
新型コロナウイルスの影響により、到着後の隔離等に伴い発生する費用 (隔離生活に伴う施設・食事・移動等の費用、PCR 検査費用など)	200~2,000 米ドル程度
One AFS 寄附	15,000 円~

※1 出国手続き及び査証申請は、当協会指定の旅行代理店が手配します。申請方法・申請料などは受入国や為替の変動によって異なります。また、燃油サーチャージは出発時期や留学先により大きく異なります。空港税は日本と受入国の利用空港でかかります。国籍や家族構成によっては、追加費用が発生する場合があります。

※2 任意保険にはなるべくご加入いただくことをお勧めいたします。査証取得のため任意保険加入が必須の国もあります (2019 年参考情報: イタリア・スペイン・ハンガリー・フランス・ポルトガル・ラトビア)。

③奨学金

本プログラムの参加にあたって申請できる奨学金です。

応募画面への直接入力、または書式をダウンロードして記入・再アップロードする形で提出いただきます。

応募と同時に申し込んでください。応募完了後に奨学金のみの申請はできません。

◆ AFS 平和の鳩プロジェクト	
支給法人・団体	公益財団法人 AFS 日本協会
趣旨	留学先での異文化体験を通して国際理解を深めることができる教育的機会を提供する AFS 年間派遣プログラムを支援する奨学金制度。「一生を変える体験だった、AFS での留学を次の世代にも経験してほしい」と、AFS でアメリカに留学した故・木下由子氏のご遺志とご寄付により設立された
応募資格	経済的に本奨学金がなければ留学が困難な者 ※奨学生採用後、AFS 広報活動に積極的に協力できる方に限ります ※冬組希望の場合は応募できません
支給内容	派遣先国に応じた AFS プログラム参加費の全額、および参加費以外の経費に充てるための留学準備金 30 万円を支給
募集人数	5 名
選考方法	書類審査（応募と同時に申し込んでください） ①家族状況通知書（保護者記入） ②課題作文 1 「留学経験を通じて実現したいこと」（800 字以内） ③課題作文 2 「平和の鳩プロジェクト奨学生として積極的に実施したい活動」（800 字以内） AFS の選考結果と、奨学金申請書類に基づき審査。最終審査として面接を行い受給者を決定します（状況により変更する場合があります）
奨学生の義務	①「奨学金同意書」（AFS 規定書類）の提出 ②奨学金授与式、及び帰国報告会への出席 ③留学中・帰国後の計 2 回、留学体験レポートの提出 ④留学体験レポートの提出などを通じて広報活動に参画
奨学金の併願・併給	「三菱商事高校生海外留学奨学金」との併願はできません。その他の奨学金とは併願できますが、併給はできません
問い合わせ先	公益財団法人 AFS 日本協会 奨学金担当 hato@afs.or.jp

◆ 三菱商事高校生海外留学奨学金	
支給法人・団体	三菱商事株式会社
趣旨	次世代のグローバル人材育成を目的として、経済的な困難を抱える高校生の留学機会を後押しするもの
応募資格	学業、人物とも優秀で、国際相互理解、異文化体験に意欲があり、経済的に本奨学金がなければ留学が困難な者
支給内容	派遣先国に応じた AFS プログラム参加費の全額を支給 参加費以外の経費（選考手数料、パスポート・査証取得費、国内交通費など）はすべて個人負担とする
募集人数	最大 60 名

選考方法	書類審査（応募と同時に申し込んでください） ①家族状況通知書（保護者記入） ②課題作文1「留学経験を通じて実現したいこと」（800字以内） ③課題作文2「三菱商事について調べ、どう理解し、どう考えたか」（400字以内） AFSの選考結果と、奨学金申請書類に基づき、審査します
奨学生の義務	①「奨学金同意書」（AFS規定書類）の提出 ②奨学金授与式、及び帰国報告会への出席 ③留学中・帰国後の計2回、留学体験レポートの提出 ④留学体験レポートの提出などを通じて広報活動に参画
奨学金の併願・併給	「AFS平和の鳩プロジェクト」との併願はできません。その他の奨学金とは併願できますが、併給はできません
問い合わせ先	公益財団法人 AFS 日本協会 奨学金担当 info@afs.or.jp

◆ AFS ボランティア奨学金	
支給法人・団体	公益財団法人 AFS 日本協会
趣旨	国際相互理解、異文化体験に興味と意欲があり、成績が優秀で、経済的必要度の高い AFS 留学生を助成することを目的とする。一人でも多くの若者に留学の機会を提供したいと考える多くの方々からのご寄付によって成り立っている奨学金です
応募資格	保護者の給与等の年間収入金額の合計額が 800 万円以下である者
支給内容	AFS プログラム参加費の一部として 50 万円を支給
募集人数	5 名
選考方法	書類審査（応募と同時に申し込んでください） ①家族状況通知書（保護者記入） ②課題作文「留学経験を通じて実現したいこと」（800字以内） AFSの選考結果と、奨学金申請書類に基づき、審査します
奨学生の義務	①「奨学金同意書」（AFS規定書類）の提出 ②奨学金授与式、及び帰国報告会への出席 ③留学中・帰国後の計2回、留学体験レポートの提出 ④留学体験レポートの提出などを通じて広報活動に参画
奨学金の併願・併給	他奨学金との併願はできますが、本要項で◆のついている奨学金、その他 AFS プログラム参加費の全額に相当する奨学金との併給はできません
問い合わせ先	公益財団法人 AFS 日本協会 奨学金担当 info@afs.or.jp

◆（公財）森村豊明会 高校留学奨学金	
支給法人・団体	公益財団法人森村豊明会
趣旨	森村豊明会の助成により支給される奨学金で AFS 年間派遣プログラムを通じて高校生を海外に派遣することにより、青少年の国際相互理解と国際友好を促進し、将来の日本と世界をつなぐ地球市民を育てることを目的とする
応募資格	保護者の給与等の年間収入金額の合計額が 1,000 万円以下である者

支給内容	AFS プログラム参加費の一部として 50 万円を支給
募集人数	5 名
選考方法	書類審査（応募と同時に申し込んでください） ①家族状況通知書（保護者記入） ②課題作文「留学経験を通じて実現したいこと」（800 字以内） AFS の選考結果と、奨学金申請書類に基づき、審査します
奨学生の義務	①「奨学金同意書」（AFS 規定書類）の提出 ②奨学金授与式、及び帰国報告会への出席 ③留学中・帰国後の計 2 回、留学体験レポートの提出 ④留学体験レポートの提出などを通じて広報活動に参画
奨学金の併願・併給	他奨学金との併願はできますが、本要項で◆のついている奨学金、その他 AFS プログラム参加費の全額に相当する奨学金との併給はできません
問い合わせ先	公益財団法人 AFS 日本協会 奨学金担当 info@afs.or.jp

◆ オデッセイ IT 奨学金	
支給法人・団体	株式会社 オデッセイ コミュニケーションズ
趣旨	（株）オデッセイ コミュニケーションズは、コンピューターやインターネットを使いこなすための知識とスキルを測る IT 資格の試験の実施・運営を事業としている本奨学金は、株式会社 オデッセイコミュニケーションズの社会貢献活動の一環として、AFS 年間派遣プログラムを通じて海外の高校に日本の高校生を派遣することにより、青少年の国際相互理解と国際友好を促進し、IT スキルと国際コミュニケーション能力を併せ持つ人材の育成と、社会のリーダーの育成を図ることを目的とする
応募資格	次のすべての条件を満たしている者： ①（株）オデッセイ コミュニケーションズが実施する IT 資格のうち、マイクロソフト オフィス スペシャリスト（MOS）、マイクロソフト テクノロジ アソシエイト（MTA）、IC3（アイシースリー）、VBA エキスパート、アドビ認定アソシエイト（ACA）のいずれかの資格を取得、又は、IT 分野における国家資格の取得のいずれかによって IT スキルを証明できる書類を提出できること ② 学業、人物ともに優秀であり、奨学金申請時に過去 3 年間の成績証明書又は通知表のコピーを提出できること ③経済的必要度が高く、保護者の給与等の年間収入金額の合計額が 400 万円以下であること ④国際相互理解、異文化体験に興味と意欲があること ⑤健康で、留学先でのホームステイ及び学校での学習に適應できること
支給内容	AFS プログラム参加費の一部として 50 万円を支給
募集人数	1 名
選考方法	書類審査（応募と同時に申し込んでください） ①家族状況通知書（保護者記入） ②課題作文「留学経験を通じて実現したいこと」（800 字以内） AFS の選考結果と、奨学金申請書類に基づき、審査します
奨学生の義務	①「奨学金同意書」（AFS 規定書類）の提出

	<p>② 出発前に（株）オデッセイ コミュニケーションズを表敬訪問し、帰国後は将来に亘って近況を報告する</p> <p>③ 留学中・帰国後の計 2 回、留学体験レポートを AFS 日本協会に提出する</p> <p>④ 留学体験レポートの提出などを通じて広報活動に参画する</p>
奨学金の併願・併給	他奨学金との併願はできますが、本要項で◆のついている奨学金、その他 AFS プログラム参加費の全額に相当する奨学金との併給はできません
備考	<p>・「IT 分野における国家資格」に関する詳細情報は、独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）公式サイトに掲載内容を確認のこと。</p> <p>・過去の奨学生は、Microsoft Office Specialist、IC3 のいずれかを取得しています</p>
問い合わせ先	<p>○奨学金に関する問い合わせ先： 公益財団法人 AFS 日本協会 奨学金担当 info@afs.or.jp</p> <p>○（株）オデッセイ コミュニケーションズが実施する「IT 資格」に関する問い合わせ先： 株式会社 オデッセイ コミュニケーションズ カスタマーサービス Email : mail@odyssey-com.co.jp</p>

◆ AFS どさんこ奨学金	
支給法人・団体	公益財団法人 AFS 日本協会
趣旨	北海道を愛し応援する個人と企業の支援により設立された奨学金。AFS 年間派遣プログラムを通じて北海道の高校生を海外に派遣することにより、青少年の国際相互理解と国際友好を促進し、未来の北海道と日本を担う人材を育成することを目的とする
応募資格	北海道内に在住、又は北海道内の高等学校・高等専門学校・専修学校高等課程在学者で、保護者の給与等の年間収入金額の合計額が 800 万円以下の者
支給内容	AFS プログラム参加費の一部として 50 万円を支給
募集人数	2 名
選考方法	書類審査（応募と同時に申し込んでください） ① 家族状況通知書（保護者記入） ② 課題作文「留学経験を通じて実現したいこと」（800 字以内） AFS の選考結果と、奨学金申請書類に基づき、審査します
奨学生の義務	① 「奨学金同意書」（AFS 規定書類）の提出 ② 交流会など当協会が企画するイベントに出席する ③ 留学中・帰国後の計 2 回、留学体験レポートを AFS 日本協会に提出する ④ 留学体験レポートの提出などを通じて広報活動に参画する
奨学金の併願・併給	他奨学金との併願はできますが、本要項で◆のついている奨学金、その他 AFS プログラム参加費の全額に相当する奨学金との併給はできません
問い合わせ先	公益財団法人 AFS 日本協会 奨学金担当 info@afs.or.jp

◆ みちのく応援奨学金	
支給法人・団体	公益財団法人 AFS 日本協会

趣旨	東日本大震災と福島原発事故により大きな被害を受けた地域の中・長期的な復興を支援するため、地域と世界をつなぎつつ地域の未来を担う人材を育成すること、被災地の高校生に異文化体験の機会を提供することにより夢を与えることを目的とする
応募資格	東日本大震災及び福島原発事故発生当時に被災地（※）に居住又は在学していた者 ※被災地 青森県・岩手県・宮城県・福島県の全域、及び茨城県・千葉県以下の自治体 茨城：水戸市・日立市・土浦市・石岡市・龍ヶ崎市・下妻市・常総市・常陸太田市・高萩市・北茨城市・笠間市・取手市・牛久市・つくば市・ひたちなか市・鹿嶋市・潮来市・常陸大宮市・かすみがうら市・桜川市・神栖市・行方市・鉾田市・つくばみらい市・小美玉市・東茨城郡茨城町・東茨城郡大洗町・東茨城郡城里町・那珂郡東海村・久慈郡大子町・稲敷郡阿見町・稲敷郡美浦村・稲敷郡河内町・那珂市・筑西市・稲敷市・北相馬郡利根町 千葉：旭市・香取市・山武市・山武郡九十九里町・千葉市美浜区・習志野市・我孫子市・浦安市 (奨学金設立の2011年5月9日時点で災害救助法が適用されていた自治体)
支給内容	AFS プログラム参加費の一部として 50 万円を支給
募集人数	2 名
選考方法	書類審査（応募と同時に申し込んでください） ①家族状況通知書（保護者記入） ②課題作文「留学経験を通じて実現したいこと」（800 字以内） AFS の選考結果と、奨学金申請書類に基づき、審査します
奨学生の義務	①「奨学金同意書」（AFS 規定書類）の提出 ②交流会など当協会が企画するイベントに出席する ③留学中・帰国後の計 2 回、留学体験レポートを AFS 日本協会に提出する ④留学体験レポートの提出などを通じて広報活動に参画する
奨学金の併願・併給	他奨学金との併願はできませんが、本要項で◆のついている奨学金、その他 AFS プログラム参加費の全額に相当する奨学金との併給はできません
問い合わせ先	公益財団法人 AFS 日本協会 奨学金担当 info@afs.or.jp

◆ AFS 山形ふるさと奨学金（山形いぐべ奨学金）	
支給法人・団体	公益財団法人 AFS 日本協会
趣旨	山形に生きる若者に経済的な支援を提供しプログラム参加をサポートすることで、山形県の青少年が公正で平和な世界の実現に必要な知識・能力・理解力を育み、自ら行動して前向きな変化をもたらす人材になることを目的とする
応募資格	留学時、山形県内の高等学校・高等専門学校・専修学校高等過程在学となる者で、経済的必要度の高い者（保護者の給与等の年間収入金額の合計額が 800 万円以下を原則とする）
支給内容	AFS プログラム参加費の一部として 50 万円を支給
募集人数	2 名

選考方法	書類審査（応募と同時に申し込んでください） ①家族状況通知書（保護者記入） ②課題作文「留学経験を通じて実現したいこと」（800字以内） AFSの選考結果と、奨学金申請書類に基づき、審査します
奨学生の義務	①「奨学金同意書」（AFS規定書類）の提出 ②留学中・帰国後の計2回、留学体験レポートをAFS日本協会に提出する ③留学体験レポートの提出などを通じて広報活動に参画する ④出身校でAFSプログラム体験報告会実施と講演を行う ⑤奨学生「帰国報告会」での講演を行う
奨学金の併願・併給	他奨学金との併願はできますが、本要項で◆のついている奨学金、その他AFSプログラム参加費の全額に相当する奨学金との併給はできません
問い合わせ先	公益財団法人AFS日本協会 奨学金担当 info@afs.or.jp

◆（公財）新潟市国際交流協会 高校生留学奨学金	
支給法人・団体	公益財団法人新潟市国際交流協会
趣旨	次代を担う高校生に、海外で1年間ホームステイをしながら地元の高校に通い、家族やクラスメイト、地域の人々との交流を通じて、その国の文化や生活に触れ、相互理解と多文化共生への理解を深めてもらうことを目的とする
応募資格	保護者が新潟市内に住所を有している又は新潟市内の高等学校・高等専門学校・専修学校高等課程及び中学校に在学している者。外国において、中学校以上の教育（日本人学校を含む）を1年以上受けたことがない者に限る
支給内容	AFSプログラム参加費の一部として70万円を支給
募集人数	1名
選考方法	書類審査（応募と同時に申し込んでください） ①家族状況通知書（保護者記入） ②課題作文「留学経験を通じて実現したいこと」（800字以内） （公財）新潟市国際交流協会が受給者を決定し、本人に通知します（2021年11月頃予定）
奨学生の義務	①奨学生証授与式 ②出発前、帰国後挨拶 ③留学体験談の提出と発表 ④（公財）新潟市国際交流協会が主催するイベントへの参加（年2～3回程度） ⑤AFS新潟支部の行事参加などを通じて広報活動への参画
奨学金の併願・併給	他奨学金との併願・併給可。ただし併給の場合は減額あり
問い合わせ先	○奨学金応募に関する問い合わせ先： 公益財団法人AFS日本協会 奨学金担当 info@afs.or.jp ○奨学金内容に関するお問い合わせ先： 公益財団法人新潟市国際交流協会 TEL：025-225-2727 kyokai@nief.or.jp

◆ 田口福寿会 AFS 留学生奨学金	
支給法人・団体	公益財団法人田口福寿会
趣旨	1985年に田口福寿会の支援により設立された奨学金。岐阜県の青少年を海外に派遣することにより、国際相互理解と友好を促進し、未来の岐阜県と日本を担う人材を育成することを目的とする
応募資格	岐阜県在住（寮滞在は除く）かつ県下の高等学校・高等専門学校・専修学校高等課程及び中学校在学者で、次のすべての条件を満たしている者 ①学業、人物ともに優秀であること ②国際相互理解、異文化体験に興味と意欲があること ③健康で、留学先でのホームステイ及び学校での学習に適應できること
支給内容	AFSプログラム参加費の一部として50万円を支給
募集人数	10名以内
選考方法	書類審査（応募と同時に申し込んでください） ①課題作文「留学経験を通じて実現したいこと」（800字以内） AFSの選考結果と奨学金課題作文選考結果の総合評価に基づき、岐阜県教育委員会が田口福寿会に推薦、田口福寿会が受給者を決定します 結果はAFS日本協会より本人宛に通知します（2021年11月頃予定）
奨学生の義務	帰国後、留学体験レポートを田口福寿会に提出する
奨学金の併願・併給	他奨学金との併願・併給可。ただし併給はプログラム参加費全額を上回らない場合に限る
問い合わせ先	公益財団法人 AFS 日本協会 奨学金担当 info@afs.or.jp

◆ 東海東京財団留学奨学金	
支給法人・団体	一般財団法人東海東京財団
趣旨	一般財団法人東海東京財団が出資している奨学金。AFS年間派遣プログラムを通じて愛知県下の高校生の海外留学を経済的に支援することにより、異文化に対する理解を深める機会を提供し、地域の将来を担う人材やグローバルに活躍できる人材の育成を目的とする
応募資格	愛知県内に在住、又は愛知県内の高等学校・高等専門学校・専修学校高等過程在学者で、保護者の給与等の年間収入金額の合計額が1,000万円以下である者
支給内容	AFSプログラム参加費の一部として100万円を支給
募集人数	最大5名
選考方法	書類審査（応募と同時に申し込んでください） ①家族状況通知書（保護者記入） ②課題作文「留学経験を通じて実現したいこと」（800字以内） 奨学金の受給者は、AFSから東海東京財団に推薦、協議の上、決定。結果はAFS日本協会より本人宛に通知します（2021年12月予定）
奨学生の義務	①「奨学金同意書」（AFS規定書類）の提出 ②奨学生証授与式（留学前）、及び帰国報告会への出席 ③留学中・帰国後の計2回、留学体験レポートの提出 ④留学体験レポートの提出などを通じて広報活動に参画

奨学金の併願・併給	他奨学金との併願はできますが、本要項で◆のついている奨学金、その他 AFS プログラム参加費の全額に相当する奨学金との併給はできません
問い合わせ先	公益財団法人 AFS 日本協会 奨学金担当 info@afs.or.jp

◆ AFS ひろしま奨学金	
支給法人・団体	公益財団法人 AFS 日本協会
趣旨	広島県を愛し応援する個人と企業の支援により設立された奨学金。AFS 年間派遣プログラムを通じて広島県の高校生を海外に派遣することにより、青少年の国際相互理解と国際友好を促進し、未来の広島県と日本を担う人材を育成することを目的とする
応募資格	広島県在住かつ県下の高等学校・高等専門学校・専修学校高等課程および中学校在学者
支給内容	AFS プログラム参加費の一部として 50 万円を支給
募集人数	1 名
選考方法	書類審査（応募と同時に申し込んでください） ①家族状況通知書（保護者記入） ②課題作文「留学経験を通じて実現したいこと」（800 字以内） AFS の選考結果と、奨学金申請書類に基づき、審査します
奨学生の義務	①「奨学金同意書」（AFS 規定書類）の提出 ②交流会など当協会が企画するイベントに出席する ③留学中・帰国後の計 2 回、留学体験レポートを AFS 日本協会に提出する ④留学体験レポートの提出などを通じて広報活動に参画する
奨学金の併願・併給	他奨学金との併願はできますが、本要項で◆のついている奨学金、その他 AFS プログラム参加費の全額に相当する奨学金との併給はできません
問い合わせ先	公益財団法人 AFS 日本協会 奨学金担当 info@afs.or.jp

下記の奨学金の応募先は AFS ではありません。応募を希望する方は応募方法、締切日などを、各奨学金支給法人・団体に直接お問い合わせください。

支給法人・団体／奨学金名	支給額	応募資格	人数	問い合わせ先
埼玉県／ 「埼玉発世界行き」奨学金*	50 万円	応募及び出発の時点で埼玉県内の高等学校（特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含む）に在籍する者等	30 名	埼玉県国際交流協会 グローバル人材育成センター TEL：048-833-2995
横浜市*	40 万円	横浜市に在住又は横浜市内の高校に在籍する高校生（※その他条件あり）	13 名	横浜市国際局国際政策部政策総務課 TEL：045-671-4710
公財）長岡市米百俵財団*	プログラム参加費の半額に相当する金額	長岡市内に引き続き 1 年以上居住する世帯の子弟であり、申込時に新潟県内の学校に在学する者	3 名	公益財団法人 長岡市米百俵財団 TEL：0258-39-2238
小松市	30 万円	小松市在住の高校・高専生	若干名	小松市青少年育成課 TEL：0761-24-8128
広島県*	30 万円	広島県立学校に在学する者		広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部（高校教育指導課）

				企画調整係) TEL : 082-513-4991
広島県*	50万円貸与	広島県立学校に在学する者		広島県教育委員会事務局学びの 変革推進部(高校教育指導課 企画調 整係) TEL : 082-513-4991
(公財)福岡市教育振興会*	上限 50万円	保護者が福岡市在住で、当会が指 定する県下の高校・高専生	10名程度	公益財団法人 福岡市教育振興会 TEL : 092-721-1709
佐賀県*	50万円	佐賀県が行う海外留学助成金の対 象となる者		佐賀県教育庁教育振興課グローバ ル人材育成担当 TEL : 0952-25-7411
佐賀県*	100万円を上 限に貸与	佐賀県が行う海外留学奨学金の対 象となる者		佐賀県教育庁教育総務課総務調整 担当 TEL : 0952-25-7148
福井県/ きぼう応援海外留学奨学金	120万円	福井県内の高校に在学する高校生 (日本国籍または永住権を有する もの)	4-5名	福井県教育政策課 TEL : 0776-20-0295
イトーヨーカドースカラシ ップ	プログラム参 加費金額	セブン&アイ HLDGS.各社の正社 員、パートナー社員(1年以上勤 務)の子弟	10名	公益財団法人 伊藤謝恩育英財団 内 米国伊藤財団 TEL : 03-3512-5800 E-mail : iy-scholarship@itofoundation.or.jp
小川奨学財団奨学金	プログラム参 加費金額	大宮化成株式会社及び関係先会社 の役員及び社員の子弟で、中学3 年~高校3年に在学する男女	若干名	小川奨学財団 TEL : 03-3662-3275
ソニーグループ国際教育基 金	プログラム参 加費金額	ソニーグループ社員の子弟で、海 外年間派遣内定者	若干名	公益財団法人 ソニー教育財団内 TEL : 03-3442-1005

*前年度、または前々年度実績

(6) 参加取りやめ・内定取消について

①参加の取りやめについて

一次合格後、プログラムへの参加を取りやめる場合はご連絡ください。折り返し、参加取りやめ届の書式をお送りいたします。書類の記入・返送をもって手続きが完了します。

巻末の参加規程に則り、取りやめの時期により以下の辞退金が発生します。プログラム参加費の支払期日後、出国予定日以前に参加生がプログラムへの参加を取りやめた場合、AFS 日本協会は、その理由のいかんを問わず、参加生とその保護者が支払ったプログラム参加費から、参加取りやめの時期に応じて下記の

(a)、(b)、(c)、(d) 又は (e) の金額を差し引いた上、残りの金額を参加生とその保護者に払い戻します。

- (a) 出国予定日の前日から起算し遡って 61 日目の日以前の場合、30 万円
- (b) 出国予定日の前日から起算し遡って 60 日目の日から 31 日目の日までの場合、45 万円
- (c) 出国予定日の前日から起算し遡って 30 日目の日以降 11 日目の日までの場合、60 万円
- (d) 出国予定日の前日から起算し遡って 10 日目の日以降出国予定日の前日までの場合、80 万円
- (e) 出国予定日当日の場合、プログラム参加費全額

払戻金の振込手数料は上記 (a)、(b)、(c)、(d) 又は (e) いずれの場合も、参加を取りやめた参加生とその保護者の負担となります。参加の取りやめについては「参加規程」(巻末)に掲載していますので、あわせてご確認ください。

②内定取消について

受入国が内定してから日本を出発するまでの間に次のような事態が生じた場合には、内定を取り消すことがあります。内定取消は AFS から「内定取消通知」の書類を発送したときに効力を生じます。内定取消となった場合は、同年度の再応募はできません。なお、下記への該当性の有無は、当協会の判断によります。

- 1) 当協会及び留学内定国が定めている学業成績及び心身の健康状態などの基準を満たしていないとき
- 2) 犯罪に関わり、あるいは重大な交通事故を引き起こしたとき
- 3) 自己又は他人を傷つけ、あるいは危険にさらしうる言動をしたとき（ソーシャルメディアへの投稿などによる場合を含む）
- 4) 在学校の学校長から推薦を取り消されたとき（原因が参加生本人にあるかどうかを問いません）
- 5) 在學校から他の高等学校・高等専門学校又は専修学校高等課程に転校し、転校先の学校長から留学が承認されなかったとき
- 6) 日本の高等学校・高等専門学校又は専修学校高等課程に在学しなくなったとき。ただし、在學校での留学手続きのため出発直前に退学手続きを取る場合を除く
- 7) 当協会に提出した書類の情報が正しく記載されていなかったとき
- 8) 当協会に提出すべき書類の提出あるいは報告を怠ったとき
- 9) 当協会で定められたオリエンテーションの全日程を終了しなかったとき
- 10) オリエンテーションなど当協会の催しにおいて、AFS 生として適切ではない行動又は態度が見られたとき
- 11) 受入国の AFS 事務所が受入れを拒否したとき。ただし、他の希望国に配属された場合は除く
- 12) 中学 3 年生受験者が高校進学後、進学先の学校長から推薦を得られなかったとき
- 13) プログラム参加費の支払期日を過ぎても支払いがなされないとき、及び出発予定日の前日までに参加費全額の支払いが完了しないとき
- 14) AFS の方針、ルール、諸手続きに従わないとき
- 15) 時期、態様のいかんを問わず、AFS の名誉あるいはその社会的評価を傷つけ、AFS 生としての品位を汚し、AFS 又は AFS 職員に対する暴言、威嚇あるいは侮辱を行うなど、不適切な行為を行ったとき
- 16) 以上のほか、AFS 生として適性を欠くと認めるべき事由があるとき

なお、7) 8) 13) 14) 15) は保護者についても該当性判断の対象となります。内定取消になった場合の返金規定は下記の通りです。

「参加規程」は巻末に掲載していますので、あわせてご確認ください。

* 上記 1) 及び 11) で内定取消となった場合は、参加規程第 3 項①によりお支払いいただいたプログラム参加費全額を返金します。

* 上記 5) 及び 12) で学校長の承認又は推薦が得られなかった原因が参加生本人にない場合は、お支払いいただいたプログラム参加費からオリエンテーション参加費及び銀行振込手数料を差し引いた残り全額を返金します。その場合は、学校の方針として承認又は推薦できない事由を明記した学校長名の文書を当協会までお送りください。

* 上記 2) 3) 4) 6) 7) 8) 9) 10) 13) 14) 15) 16) で内定取消となった場合は、取消しの時期に応じ参加規程第 2 項に従ってプログラム参加費を返金します。ただし、4) で推薦取消の原因が参加生本人にない場合は、参加規程第 3 項③に従います。

推薦書作成後、当該生徒が転校・長期休学、あるいは退学した場合、及び上記に該当する事態が生じた場合には速やかに当協会までご連絡ください。

(7) 優遇制度について

過去の AFS プログラム参加者、および今までに AFS 留学生の受入れにご協力いただいた方々、またこれから受入れを予定されている方への優遇制度を設けています。同じ家庭内、もしくは同じ学校内で留学生と過ごした経験は、これから AFS 生として海外で暮らす際の素地となり、応募資格にも掲げている「留学先での生活に心身ともに適応できる資質」の一端を担うものだと、AFS は考えています。

	対象	特典
ホストファミリー	AFS 年間・短期・セメスタープログラムの受入れに 4 週間以上ご協力をいただいた、又は 4 週間以上受入れ予定の家庭の子弟（応募の時点までにホストファミリー申込書が提出されていること）	応募の総合成績に 10%加点
ホストスクール	特定期間中に AFS プログラムの受入校としてご協力をいただいた以下の学校に在籍する生徒	応募の総合成績に 5%加点
短期派遣プログラム・Global You	AFS 短期派遣プログラム帰国生、AFS Global You 修了生	応募の総合成績に 10%加点

※ 2 つ以上に該当する場合は、総合成績に 10%加点となります

優遇制度対象校リスト

都道府県	学校名
北海道	市立札幌新川高等学校
北海道	北海道札幌国際情報高等学校
北海道	札幌新陽高等学校
北海道	市立札幌藻岩高等学校
北海道	遺愛女子高等学校
北海道	北海道静内高等学校
北海道	北海道登別明日中等教育学校
北海道	札幌日本大学高等学校
北海道	市立札幌平岸高等学校
北海道	札幌静修高等学校
北海道	北星学園女子高等学校
北海道	札幌市立札幌開成中等教育学校
北海道	立命館慶祥高等学校
北海道	旭川明成高等学校
北海道	旭川藤星高等学校
北海道	北海道東川高等学校
北海道	旭川大学高等学校
北海道	帯広北高等学校
北海道	北海道釧路明輝高等学校
北海道	北見藤高等学校
青森県	八戸聖ウルスラ学院高等学校
岩手県	盛岡白百合学園高等学校
岩手県	岩手県立一関第一高等学校
宮城県	尚絅学院高等学校
宮城県	宮城学院高等学校
宮城県	宮城県仙台第三高等学校
宮城県	宮城県仙台二華高等学校
秋田県	秋田南高等学校
山形県	山形東高等学校
山形県	九里学園高等学校
山形県	新庄東高等学校
福島県	福島県立あさか開成高等学校
福島県	福島県立ふたば未来学園高等学校
茨城県	土浦日本大学高等学校

茨城県	土浦日本大学中等教育学校
茨城県	東洋大学附属牛久高等学校
茨城県	茨城県立並木中等教育学校
茨城県	茗溪学園高等学校
茨城県	茨城県立水戸第二高等学校
茨城県	波崎柳川高等学校
栃木県	宇都宮短期大学附属高等学校
栃木県	栃木県立鹿沼東高等学校
栃木県	栃木県立栃木翔南高等学校
群馬県	群馬県立中央中等教育学校
群馬県	東京農業大学第二高等学校
群馬県	明和県央高等学校
群馬県	共愛学園高等学校
埼玉県	埼玉県立大宮高等学校
埼玉県	浦和学院高等学校
埼玉県	国際学院高等学校
埼玉県	早稲田大学本庄高等学院
千葉県	渋谷教育学園幕張高等学校
千葉県	松戸国際高等学校
千葉県	松戸市立松戸高等学校
千葉県	聖徳大学附属女子高等学校
千葉県	専修大学松戸高等学校
千葉県	東邦大学付属東邦高等学校
千葉県	麗澤高等学校
千葉県	東京学館浦安高等学校
千葉県	成田国際高等学校
東京都	広尾学園高等学校
東京都	山脇学園高等学校
東京都	明治学院高等学校
東京都	東京都立三田高等学校
東京都	普連土学園高等学校
東京都	順天高等学校
東京都	東京都立飛鳥高等学校
東京都	かえつ有明中学校・高等学校
東京都	品川女子学院高等部
東京都	渋谷教育学園渋谷高等学校
東京都	青山学院高等部
東京都	東京都立国際高等学校
東京都	東京学芸大学附属高等学校
東京都	恵泉女学園中学・高等学校
東京都	佼成学園女子高等学校
東京都	学習院女子中・高等科
東京都	東京大学教育学部附属中等教育学校
東京都	女子美術大学付属高等学校
東京都	学習院高等科
東京都	富士見高等学校
東京都	早稲田大学高等学院
東京都	東京学芸大学附属国際中等教育学校
東京都	成蹊高等学校
東京都	法政大学高等学校
東京都	国際基督教大学高等学校
東京都	東京都立小平高等学校
東京都	八王子学園 八王子中学高等学校
東京都	桜美林高等学校
東京都	啓明学園高等学校
東京都	武蔵野大学高等学校
東京都	拓殖大学第一高等学校
神奈川県	法政大学第二高等学校
神奈川県	カリタス女子高等学校
神奈川県	多摩高等学校
神奈川県	麻生高等学校
神奈川県	捜真女学校高等学部
神奈川県	横浜翠陵高等学校
神奈川県	森村学園高等部
神奈川県	横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校
神奈川県	横浜市立東高等学校

神奈川県	法政大学国際高等学校
神奈川県	横浜市立みなの総合高等学校
神奈川県	横浜雙葉高等学校
神奈川県	神奈川県立横浜国際高等学校
神奈川県	横須賀学院高等学校
神奈川県	横須賀市立横須賀総合高等学校
神奈川県	大和西高等学校
神奈川県	厚木高等学校
神奈川県	公文国際学園高等部
神奈川県	神奈川県立柏陽高等学校
神奈川県	北鎌倉女子学園高等学校
神奈川県	清泉女学院高等学校
神奈川県	相模原中等教育学校
神奈川県	相模女子大学高等部
神奈川県	神奈川県立藤沢総合高等学校
神奈川県	慶應義塾湘南藤沢高等部
神奈川県	平塚江南高等学校
神奈川県	神奈川県立伊志田高等学校
新潟県	上越高等学校
新潟県	高田高等学校
新潟県	新潟県立高田北城高等学校
新潟県	柏崎高等学校
新潟県	新潟清心女子高等学校
新潟県	新潟県立新潟商業高等学校
新潟県	新潟県立新発田高等学校
富山県	富山国際大学付属高等学校
石川県	金沢大学人間社会学域学校教育学類附属高等学校
石川県	金沢高等学校
石川県	小松市立高等学校
石川県	石川県立小松高等学校
福井県	北陸高等学校
福井県	高志高等学校
福井県	嶺南学園敦賀気比高等学校
長野県	佐久長聖高等学校
長野県	長野県松本ヶ丘高等学校
長野県	下諏訪向陽高等学校
長野県	長野県飯田高等学校
長野県	長野県飯田風越高等学校
長野県	東京都市大学塩尻高等学校
長野県	長野県塩尻志学館高等学校
岐阜県	岐阜総合学園高等学校
岐阜県	岐阜農林高等学校
岐阜県	聖マリア女学院高等学校
岐阜県	岐阜県立関高等学校
岐阜県	岐阜県立長良高等学校
静岡県	不二聖心女子学院高等学校
静岡県	静岡聖光学院高等学校
静岡県	聖隷クリストファー高等学校
愛知県	愛知県立時習館高等学校
愛知県	愛知県立豊橋南高等学校
愛知県	愛知県立幸田高等学校
愛知県	光ヶ丘女子高等学校
愛知県	愛知県立岡崎西高等学校
愛知県	愛知県立安城東高等学校
愛知県	愛知県立中村高等学校
愛知県	大同大学大同高等学校
愛知県	東海高等学校
愛知県	愛知県立愛知商業高等学校
愛知県	愛知県立旭丘高等学校
愛知県	名古屋市立北高等学校
愛知県	名古屋市立菊里高等学校
愛知県	名古屋経済大学市邨高等学校
愛知県	名古屋大学教育学部附属高等学校
愛知県	名古屋市立名東高等学校
愛知県	愛知県立千種高等学校
愛知県	東邦高等学校

愛知県	名古屋市立向陽高等学校
愛知県	愛知県立昭和高等学校
愛知県	中部大学第一高等学校
愛知県	愛知県立豊明高等学校
愛知県	日本福祉大学附属高等学校
愛知県	愛知県立知立東高等学校
愛知県	愛知県立大府東高等学校
愛知県	愛知県立半田高等学校
愛知県	愛知県立横須賀高等学校
愛知県	愛知県立尾北高等学校
愛知県	愛知県立一宮商業高等学校
愛知県	愛知県立一宮西高等学校
愛知県	愛知啓成高等学校
愛知県	愛知県立木曽川高等学校
愛知県	愛知県立杏和高校
愛知県	愛知県立津島高等学校
滋賀県	滋賀県立国際情報高等学校
滋賀県	近江兄弟社高等学校
滋賀県	立命館守山高等学校
滋賀県	光泉カトリック高等学校
京都府	京都産業大学附属高等学校
京都府	京都府立鳥羽高等学校
京都府	京都府立山城高等学校
京都府	立命館宇治高等学校
京都府	花園高等学校
京都府	立命館高等学校
京都府	京都府立福知山高等学校
京都府	福知山成美高等学校
大阪府	大阪府立北野高等学校
大阪府	大阪府立旭高等学校
大阪府	明星高等学校
大阪府	大阪府立夕陽丘高等学校
大阪府	大阪教育大学附属高等学校平野校舎
大阪府	浪速高等学校
大阪府	梅花高等学校
大阪府	アサンブション国際高等学校
大阪府	大阪府立池田高等学校
大阪府	大阪府立豊中高等学校 能勢分校
大阪府	大阪府立千里高等学校
大阪府	大阪府立茨木高等学校
大阪府	高槻高等学校
大阪府	同志社香里高等学校
大阪府	東海大学付属仰星高等学校
大阪府	大阪府立枚方高等学校
大阪府	樟蔭高等学校
大阪府	近畿大学附属高等学校
大阪府	大阪府立松原高等学校
兵庫県	神戸山手女子高等学校
兵庫県	神戸市立萁合高等学校
兵庫県	啓明学院高等学校
兵庫県	兵庫県立尼崎小田高等学校
兵庫県	神戸女学院高等学部
奈良県	奈良女子大学附属中等教育学校
奈良県	奈良県立国際高等学校
奈良県	育英西高等学校
奈良県	奈良県立高取国際高等学校
奈良県	奈良県立法隆寺国際高等学校
和歌山県	和歌山県立日高高等学校
鳥取県	鳥取県立鳥取西高等学校
鳥取県	鳥取県立鳥取東高等学校
鳥取県	青翔開智高等学校
鳥取県	鳥取県立倉吉東高等学校
鳥取県	鳥取県立米子高等学校
島根県	島根県立隠岐島前高等学校
島根県	開星高等学校
岡山県	清心女子高等学校

岡山県	金光学園高等学校
広島県	広島県立三原高等学校
広島県	広島女学院高等学校
広島県	広島市立舟入高等学校
広島県	広島修道大学ひろしま協創中学校・高等学校
広島県	広島大学附属高等学校
山口県	聖光高等学校
山口県	山口県立華陵高等学校
山口県	野田学園高等学校
山口県	サピエル高等学校
徳島県	徳島県立城ノ内高等学校
徳島県	徳島県立徳島北高等学校
徳島県	徳島県立脇町高等学校
香川県	香川県立三木高等学校
愛媛県	愛媛県立松山東高等学校
愛媛県	愛媛大学附属高等学校
高知県	高知県立高知西高等学校
福岡県	福岡県立北筑高等学校
福岡県	福岡雙葉高等学校
福岡県	福岡大学附属若葉高等学校
福岡県	中村学園女子高等学校
福岡県	西南学院高等学校
福岡県	福岡第一高等学校
福岡県	福岡市立福岡西陵高等学校
福岡県	福岡県立久留米高等学校
福岡県	柳川高等学校
福岡県	西日本短期大学附属高等学校
福岡県	福岡県立山門高等学校
佐賀県	佐賀県立武雄高等学校
佐賀県	佐賀県立小城高等学校
佐賀県	佐賀県立佐賀農業高等学校
長崎県	長崎県立長崎北陽台高等学校
長崎県	長崎南山高等学校
長崎県	長崎県立諫早高等学校
長崎県	長崎県立佐世保商業高等学校
熊本県	熊本県立熊本北高等学校
熊本県	八代白百合学園高等学校
熊本県	熊本県立大津高等学校
大分県	岩田高等学校
大分県	大分東明高等学校
大分県	大分県立別府翔青高等学校
大分県	大分県立佐伯豊南高等学校
大分県	日本文理大学附属高等学校
宮崎県	宮崎県立本庄高等学校
宮崎県	聖心ウルスラ学園高等学校
宮崎県	日南学園高等学校
鹿児島県	樟南高等学校
鹿児島県	池田高等学校
鹿児島県	鹿児島県立甲南高等学校
鹿児島県	神村学園高等部
沖縄県	沖縄県立那覇国際高等学校
沖縄県	沖縄尚学高等学校

応募前に必ずお読みください。なお、参加規程には本申込み時に改めて署名していただきます。

AFS年間派遣プログラム参加規程

AFS Intercultural Programs, Inc. は、米国ニューヨーク州ニューヨーク市に本部を置く非営利法人です。公益財団法人AFS日本協会は、内閣総理大臣により認定された非営利法人です（以下、AFS Intercultural Programs, Inc.、公益財団法人AFS日本協会、並びに両者の関係団体を併せて、「AFS」と総称します。）。AFSは、さまざまな異文化体験学習プログラム（以下、「AFSプログラム」といいます。）を通じて、参加生、家庭、ボランティア、そして地域の人々に対し、多様な文化で構成されている一方で相互依存の度合いを増しつつある世界において、有意義な貢献をするために必要な技能、態度、知識を得ることができるような機会を提供しています。

AFSプログラムは、各国の独立したAFS組織が運営を担っています。AFSは、各国AFS組織を通してホストスクール、ホストファミリー（ホームステイの場合）への配属、オリエンテーションの手配を行います。また、一般の業者を通して往復の交通手段の手配をし、緊急事態が生じた場合には、医療及び特別の移送の手配を行います。日本では、公益財団法人AFS日本協会（以下、「AFS日本協会」といいます。）がAFSプログラムを運営しています。

以下に記載されたAFS年間派遣プログラム参加規程は、AFSが参加生及びその保護者の協力を得てAFSプログラムを運営していくための条件を定めたものです。

本参加規程は新型コロナウイルス感染（拡大）を念頭において改訂されました。

参加生及び保護者は、本参加規程の末尾の署名をもって、本参加規程を遵守することに同意します。

また、上記事態の推移に応じた承諾書にも署名します。

年間派遣プログラム参加規程

出発前について

SARS-CoV-2検査： AFSは、SARS-CoV-2（別称 **新型コロナウイルス**）の検査の必要性について、参加生とその保護者に対し、常に情報提供を行います。検査は、数回必要となる可能性があり、よくある例を挙げれば、ビザ取得のためや航空機搭乗のため、受入国到着の際、又は学校に登録する前などです。このようなSARS-CoV-2検査の費用は、参加生の負担となります。また場合により、受入国到着後に、一般的には14日間、検疫のための隔離が必要となる場合もあります。AFSはそのような情報を得たら、参加生と保護者に事前に通知します。

年間派遣プログラム参加費に関する規定

1. 参加生とその保護者は本参加規程に定める条件のもとに、「AFS年間派遣プログラム参加費説明書」（別紙）に定める年間派遣プログラム参加費全額を、以下のとおり、AFS日本協会に支払います。

参加生とその保護者は、日本国内の選考試験の合格通知を受け取った後、別途AFS日本協会が指定した方法で指定した期日までに、第一次納入金として、プログラム参加費のうち30万円をAFS日本協会に支払います。プログラム参加費の（30万円を除いた）残額は、第二次納入金として、「受入国による書類審査通過のお知らせ」を受け取った後、別途AFS日本協会が指定した方法で指定した期日までに、AFS日本協会に支払います。プログラム参加費が指定された期日までに支払われなければ、参加生のプログラムへの参加が取り消されることがあります。

なお、AFS日本協会は、本参加規程第2項及び第3項の場合を除き、支払われたプログラム参加費の払い戻しは行いません。また、出国予定日の前日までにプログラム参加費が支払われていない場合は、事情のいかんを問わず、参加生のプログラムへの参加は取り消しとなります。

2. プログラム参加費の支払期日後、出国予定日以前に参加生がプログラムへの参加を取りやめた場合、AFS日本協会は、その理由のいかんを問わず、参加生とその保護者が支払ったプログラム参加費から、参加取りやめの通知がAFSに届いた時点に応じて、下記の（a）、（b）、（c）、（d）又は（e）の金額を差し引いた上、残りの金額を参加生とその保護者に払い戻します。

- 出国予定日の前日から起算し遡って61日目の日以前の場合、30万円
- 出国予定日の前日から起算し遡って60日目の日から31日目の日までの場合、45万円
- 出国予定日の前日から起算し遡って30日目の日以降11日目の日までの場合、60万円
- 出国予定日の前日から起算し遡って10日目の日以降出国予定日の前日までの場合、80万円
- 出国予定日当日の場合、プログラム参加費全額

払戻金の振込手数料は上記（a）、（b）、（c）、（d）又は（e）いずれの場合も、参加を取りやめた参加生とその保護者の負担となります。

参加取りやめの通知がAFSに届いた時点において、プログラム参加費の支払いが上記（a）、（b）、（c）、（d）又は（e）に記載された金額に満たない場合、参加生とその保護者は、参加取りやめの通知がAFSに届いた時点に応じて、上記（a）、（b）、（c）、（d）又は（e）に記載された金額に満つるまで残金を支払います。上記（a）、（b）、（c）、（d）又は（e）に記載された金額を上回るプログラム参加費が支払われている場合は、AFS日本協会は、上記（a）、（b）、（c）、（d）又は（e）に記載された金額を差し引いた上、残りの金額を参加生と保護者に払い戻します。

3. 参加生が次のいずれかに該当する場合には、AFS日本協会は、参加生とその保護者が支払ったプログラム参加費全額を、参加生とその保護者に払い戻します。

- 受入国AFSによる書類審査を通過しなかった場合
- 受入国AFSによる書類審査を通過した者であって、下記（a）、（b）、（c）、（d）のいずれかに該当する場合
 - 天災地変、戦争、パンデミックなどの不可抗力により、出国予定日当日又はそれ以前にAFSがプログラムを中止した場合
 - 受入国AFS事務所の閉鎖などのため、出発予定日又はそれ以前にAFSがプログラムを中止した場合
 - 最終的にホストファミリーやホストスクールへの配属ができず出発が不可能となった場合
 - 受入国から査証が発給されずプログラムに参加できなくなった場合
- 在学校の学校長より推薦が得られないか、取り消された場合で、その原因が参加生本人にない場合

4. AFSは、プログラムの準備段階で実際に発生した経費及び予想される経費の財務分析に基づきプログラム参加費を定めています。AFSに責任のない事由で増加した経費をAFSが支払わねばならない場合、AFSはプログラム参加費を増額することができます。その場合、参加生とその保護者には増額の理由が通知されます。

安全とサポートに関する規定

5. AFSは積極的な体験学習を推進するよう努めていますが、すべての参加生の生活を厳しく監視することができないという意味において、参加生の健康と安全を保障することはできません。参加生は、受入国滞在中は受入国AFSの旅行に関するガイドラインを守らなければなりません。参加生の個別旅行については最終的な日程を決める前に、受入国AFS事務所ないしは地域担当者の承認を得なければなりません。

参加生と保護者は、プログラム参加期間中に参加生がこれまでに経験のない、あるいは本国では経験することのないスポーツや諸活動に取り組むことがあり得ることを理解し、本参加規程の署名をもってそのようなスポーツや活動に参加するための書面による許可を与えます。参加生と保護者は、受入国が内定した時点で、「受入国での諸活動への参加及び免責に関する同意書」に署名を求められます。また、参加生と保護者は、参加生が特定の活動やホストスクールが行うスポーツ行事に参加するため、参加生の行事への参加と行事関係者の免責に同意する文書への署名を求められる場合があります。

6. 長年にわたる経験からAFSは、家族や親類、友人たちの訪問が参加生の受入地域での活動やホームステイ体験を阻害する可能性があることを学んできました。したがって、AFSは、プログラム中の家族や親類、友人たちの訪問を制限しています。家族や親類、友人たちが参加生を訪問するにあたっては、あらかじめ受入国AFS事務所の承諾を得なくてはなりません。また、訪問の時期や期間については、受入国の規則に従います。場合によっては家族や親類、友人たちの訪問が必ずしも許可されないこともあります。なお、訪問中に、ホストファミリーに滞在するなど負担をかけるようなことをしてはなりません。

7. 参加生は、プログラム参加中、その地域の法律に則った免許を必要とする自動車やその他の乗り物を運転してはいけません。また、免許を取得するためのいかなる行動も起こしてはいけません。この規定を守らなかった場合、プログラムは終了となり、参加生は早期帰国となります。

8. 参加生は、出発前、受入国滞在中及び帰国後を通じてAFSが実施するオリエンテーションなどの各種の活動に関して、AFSから求められた義務を果たし課題をこなさなければなりません。年間又は Semester プログラムの参加生は、ホストスクールの授業に出席し、その学校のガイドラインに沿って定められた課程を修める責任があります。正当な理由なく学校を何日も休んだり、宿題の提出を頻りに怠ったり、ホストスクールから問題行動が報告されたり、退学処分を受けたりするなど、こうした責任や義務を怠ったり、それらに違反したりした場合は、プログラムは終了となり、参加生は早期帰国となります。

9. 参加生の書類審査及び配属に関する最終決定は受入国AFS事務所が行います。ホストファミリーやホストスクール並びに受入地域への配属（以下、「プレースメント」といいます。）の決定、及び受入国内でAFSが必要と判断した場合のプレースメントの変更に関してはAFSがすべての権限を持ちます。AFSは、プログラム参加中に参加生を複数の家庭に配属する場合があります。参加生は、人種・信条・肌の色にかかわらず決定されたプレースメントを承諾しなければなりません。参加生とその保護者がAFSの決定したプレースメントを拒否した場合、AFSは法的義務を負わないので、別のプレースメントを提供しません。なお、受入国による書類審査を通過した場合でも、最終的にホストファミリーやホストスクールへの配属ができないため出発が不可能となることや、受入国の査証が発給されないためAFSプログラムに参加できないことがあります（これらの場合のプログラム参加費の返還については、第3項を参照してください。）。

AFSは、AFSの定めたガイドラインに従ってホストファミリーを選びます。参加生とホストファミリーは、体験を通じてAFSのボランティアや職員からサポートを受けることができます。AFSは、サポートの一つとして、ホストファミリーに対するオリエンテーションを行い、ホストファミリーとしての十分な理解を求めます。ただし、このAFSによるサポートは、日常生活を常に監督することは不可能であり、また不適切でもあるので、ホストファミリーが理解し実行しているホストとしての役割を果たすための態度や方法が適切であるかについて、AFSがホストファミリーそれぞれの日常生活に立ち入って監督し指導することまでは含んでいません。また、このAFSによるサポートは、ホストファミリーに対してAFS及びそのプログラムへの理解を求めるオリエンテーションは行うものの、いかなる目的のためにもホストファミリーがAFSを代表したり代理人として行動したりすることを認めるものではありません。

したがって、AFSは、ホストファミリーの家族の故意又は過失が原因であると主張される損害賠償請求に関してはいかなる法的責任も負いません。

10. 参加生は、体験を通じてAFSボランティアや職員からサポートを受けることができます。しかし、AFSは参加生がホストファミリーと生活する中で参加生としての役割を果たすための態度や方法が適切であるかどうかを監督するものではありません。また、このAFSによるサポートは、参加生に対してAFS及びそのプログラムへの理解を求めるオリエンテーションは行うものの、いかなる目的のためにも参加生がAFSを代表したり代理人として行動したりすることを認めるものではありません。

したがって、AFSは、プログラム参加中の参加生本人の故意又は過失が原因であると主張される損害賠償請求に関してはいかなる法的責任も負わず、そのような賠償請求から参加生を守る義務を負うものも含め、参加生とホストファミリーが直面するかもしれない問題については、その対処を支援するため、継続的にサポートを提供し状況を見守ります。もしもプログラム参加期間中に参加生がSARS-CoV-2で病気になった場合、医療費は、「AFS医療費プラン」の条件と制限事項に従って補償されます。「AFS医療費プラン」は、例外はありますが、参加者のプログラム参加終了後に提供される、又は必要となる、医療や医療サービスの費用については、これを補償しません。補償の詳細な内容については、「医療パンフレット」をご覧ください。

また、参加生が被った損害に対する損害賠償にかかわることは、すべて参加生及びその保護者の責任となることを承諾します。AFSは、要請があれば、いずれの場合も、弁護士を紹介するなどの法的援助を行います。AFSは、参加生に依頼したり、弁護士費用を支払ったりする責任はありません。

AFSは、SARS-CoV-2に関する医療費や所持品以外で医療目的以外で麻薬を使用している人たにかかわるかもしれない問題については、その対処を支援するため、継続的にサポートを提供し状況を見守ります。もしもプログラム参加期間中に参加生がSARS-CoV-2で病気になった場合、医療費は、「AFS医療費プラン」の条件と制限事項に従って補償されます。「AFS医療費プラン」は、例外はありますが、参加者のプログラム参加終了後に提供される、又は必要となる、医療や医療サービスの費用については、これを補償しません。補償の詳細な内容については、「医療パンフレット」をご覧ください。

11. 麻薬の使用に関する法律は多くの国で厳しいものになっており、長期間の投獄か、死刑が科せられています。AFSの参加生は受入国と受入地域の法律に従わなければなりませんし、参加生が違法薬物にかかわったり、いかなるものであれ、違法行為にかかわったりした場合、AFSもその参加生が国籍や市民権を持つ本国政府も参加生を逮捕や処罰から保護することはできません。そうした犯罪やその他の法的事柄に関して法的手続きを取る場合の費用については、参加生及びその保護者の負担となります。医療目的以外で麻薬の使用や所持品以外で医療目的以外で麻薬を使用している人たにかかわるかもしれない問題については、その対処を支援するため、継続的にサポートを提供し状況を見守ります。もしもプログラム参加期間中に参加生がSARS-CoV-2で病気になった場合、医療費は、「AFS医療費プラン」の条件と制限事項に従って補償されます。「AFS医療費プラン」は、例外はありますが、参加者のプログラム参加終了後に提供される、又は必要となる、医療や医療サービスの費用については、これを補償しません。補償の詳細な内容については、「医療パンフレット」をご覧ください。

参加生はアルコール飲料の購入や消費については、受入国や受入地域の法律に従わなくてはなりません。加えて、AFSは参加生が飲酒に関しては責任感ある態度をもって受入国や受入地域の慣習やしきたりを尊重することを求めています。プログラム期間中は、一気飲みに類するものを含め、アルコール飲料の乱用は許されません。アルコール飲料を乱用したり、短時間に多量の飲酒をしたりすることは、自他を危険にさらすこととなります。例えば、短時間に多量に飲酒をすると急性アルコール中毒を起こし、死に至ることがあります。酔っ払って、不適切な行為を行うこともよくあります。そのようなことを他の人に勧めたりすると刑事事件になる場合もあります。そのような飲酒にまつわる言動は、AFSプログラム参加中は許されず、参加生は早期帰国となります。アルコールの使用に関して逮捕されたり、ホストスクールから停学処分を受けたりした場合も早期帰国となります。

12. 進行中のプログラムの終了

(a) 参加生が受入国への移動中又は滞在中に参加生が危険にさらされるような状況が受入国側にあるとAFSが判断した場合や天災地変、パンデミック（感染症の世界的な大流行）、エビデミック（感染症の地域や国や大陸レベルの流行）、エンデミック（風土病の流行）、地域的な感染症の増加、公衆衛生上の危機的状況、検疫措置、戦争、テロ、ストライキ、労働争議、出入港禁止命令、官公署の命令、その他の不可抗力により、AFSの責任にならないような状況が発生した場合、AFSはいつでもプログラムを取り消したり、中止したりすることができます。参加生あるいは保護者が特定の受入国の状況について心配がある場合には、AFSに連絡を取り、AFSは入手している情報を提供するか、外務省等への照会を勧めます。AFSが危険になり得ると判断する事態がプログラム期間中に受入国で生じた場合、AFSは参加生を帰国させることがあります。したがって、もしも、たとえば地球規模でのパンデミックを含みそれに限らず、公衆衛生上の問題が生じ、受入国の状況が参加生にとって安全な環境を確保することができない場合、又は、参加生の健康と安全へのリスクと危険の度合いについてAFSがそれを適切に判断したり予測したりできない場合、AFSは、プログラムを取り消したり、中止したりすることもできます。

受入国において新たな SARS-CoV-2の感染拡大があった場合、AFSは、参加生の安全を最優先事項とし、状況を注意深く監視します。（一時的、又は地域限定的な学校の閉鎖又はロックダウンのような、なんらかの事態が生じたとしても）その国は安全でありプログラム継続が可能である、とAFSが判断する可能性もあります。もしもいずれかの時点で、受入国の状況が変化し、もはやプログラムを継続できるような安全な状態ではない、とAFSが判断せざるを得なくなった場合、AFSは実行可能となり次第できる限り速やかに、参加生の帰国を手配します。また保護者は、プログラム継続がもはや安全ではないと自ら判断した場合、いつでも参加生を帰国させる決定をすることができます。その場合AFSは、旅行が可能かつ安全であると判断し次第、帰国のための交通手段の手配を支援します。しかしながら、保護者が参加生を帰国させると決めたことによって生じる追加経費は、すべて保護者の負担となります。

(b) 第7項、第8項及び第11項に定めたプログラムの終了規定のほか、AFSは、参加生が本参加規程の各規定を守らなかった場合、参加生又は保護者が参加生にかかわる重大な事柄を正しく報告していなかったり開示していなかったりしたことが判明した場合、又は参加生やAFSのためにならないような言動が参加生にあったとAFSが判断した場合、AFSはその参加生のプログラム参加を終了させ、本国に早期帰国させることができます。また、AFSは、参加生がホストファミリーやホストスクールと継続的に問題を起こすなど新しい文化の受入環境に適応できていない言動が一貫して見られる場合は、参加生のプログラム参加を終了させ、本国に早期帰国させることができます。

参加生による自動車やエンジン付きの乗り物の運転、医療目的以外の麻薬使用への関与、アルコールの乱用、その他の自己又は他人を危険にさらすような言動、違法行為は、早期帰国の対象となります。それらの行為の情報がソーシャルメディア（例として、YouTubeなどの動画投稿サイト、Twitterなどの簡易投稿サイト、FacebookやInstagram、WhatsAppなどのソーシャル・ネットワーキング・サービス、ブログなど）や他の公開サイトで得られた場合も早期帰国の対象になります。受入国の旅行に関する方針やその他、参加生の安全を守るための方針を守らなかった場合も早期帰国の対象になります。

(c) 保護者の同意のあるなしにかかわらず、プログラムを完了しないや参加生が決断した場合、参加生のプログラムへの参加は終了し、引き続き受入国に滞在することはできません。また、出国するために国際空港へ向かうまでの国内運賃も含めてプログラムの残りの期間におけるプログラム関連のサポートを受けることができます。ただし、参加生には、出国する国際空港までの受入国の国内旅行の運賃を除き、即時帰国のための航空券がAFSから支給されますが、帰国日時を変更したり延期したりすることは許されません。

(d) 参加生のプログラムへの継続的参加に実質的に支障がでるような身体的、医学的、心理的な問題が生じる、又はすでに参加生にそのような問題が生じている、とAFSが判断したとき、又は参加生が帰国して、本国で治療を継続するか、保護者のケアを受けた方がよいと医療専門家が判断したとき、AFSは参加生のプログラムへの参加を終了させ、早期帰国させることができます。

プログラムの応募書類とともに提出する健康診断書は真実を記したもので、一切間違いや記入漏れがあってはなりません。もし応募書類提出後、出発前に何らかの重大な健康上の出来事（処方薬の種類や量の変更や身体面や精神面での治療の開始又は終了を含みますが、それらに限りません。）が生じた場合には、AFSに直ちに文書で報告しなければなりません。AFSは参加生のAFSプログラムへの参加が適切かどうかを決定し、AFSプログラムへの参加が参加生やAFSにとって最善ではないとAFSが判断した場合には、AFSはプログラムへの参加を取り消したり、出発を延期したりすることができます。健康診断書の間違いや記入漏れは参加生のプレースメントの実施や継続を困難にし、プログラム参加の出発前の取り消しや、早期帰国の原因となります。

第11項及び第12項で説明したような事態が生じた場合には、プログラム参加費は返還されません。また、早期帰国の決定に関連しAFSは国際線航空券の復路部分

を回収し、これに替えて有効期限を限定した本国までの片道航空券を参加生に支給することがあります。

旅行に関する規定

13. 参加生はAFSの単一のプログラムに参加し、AFSによってあらかじめ定められた旅行期間を除き、そのプログラム期間中受入地域に滞在しなければなりません。滞り途中で受入国を離れたり、帰国したり、滞り中に一時帰国したりすることは許されていません。参加生は受入国内のプログラム終了後、本国に帰国します。

14. 本国内の自宅とAFSに指定された出国国際空港及び帰国国際空港との間の旅行手続き及びそれにかかわる一切の費用は、参加生とその保護者の負担となります。出入国管理法の規定あるいはその他受入国固有の事由に拠り、AFSのプログラムを離脱し又は終了した参加生は、受入国に留まることができないことが多々あります。そのため、プログラムを離脱し又は終了し次第、参加生はあらかじめ決められた旅程に沿って受入国を離れなければなりません。このような規定のある国に滞在する参加生は、プログラムを離脱し又は終了し次第、速やかに帰国します。

15. 参加生は、AFS及びAFSの指定代理店が決定した出発日及び帰国日、旅行手続き、交通機関、日程に従わなければなりません。この日程や手続きに従わない場合は、参加生のプログラムへの参加が取り消されたり、オリエンテーションなどのプログラムに関連するサポートを受けられないことがあります。特に、社会的、政治的、又は（地球規模のパンデミックのような）公衆衛生上の状況、又はその他の不可抗力の事態のためにAFSがプログラムの早期終了を決定したにもかかわらず、保護者が参加生を帰国させるためのAFSの計画に同意せず、参加生が受入国に留まる、又は個別に旅行することを希望する場合、プログラム終了とともに参加生についてのAFSの責任はなくなり、AFSによる参加生のための業務はすべて終了します。また、参加生の受入国滞り又は個別の旅行手配はすべて、保護者単独の責任となります。そして、参加生の帰国のための旅行の手配と支払いは保護者の責任となり、プログラム参加費は部分的であっても払い戻されることはありません。またプログラム終了を過ぎて受入国に継続して滞りすることや個別に旅行することによって必要となった航空運賃又はその他の支出についても、AFSがそれらを保護者に払い戻すことはありません。

16. 参加生が書類を提出しなかったり、不備のまま提出したり、適切な旅行条件を満たさなかったり、責任を果たさなかったりしたために生じた、あるいは参加生の不適切な行動により生じた、余分な旅費や経費は、参加生とその保護者がAFSに弁済しなければなりません。

17. 参加生とその保護者は旅行に関する以下の条件に同意します。

責任について

AFSは、利用する交通機関（陸上交通機関、水上交通機関並びに航空機）の選択にあたっては、その地域で広く信頼されている水準にある交通機関を選ぶよう最大限の努力をします。

AFSは、参加生に代わり交通機関の手配を行います。旅行又は交通機関により生じた物的損害、人的損害及び損失については、AFSに故意又は重大な過失がない限り、原則として責任を負いません。

変更とキャンセルについて

旅行の日時、日程、利用交通機関は変更することがあります。この場合、AFSは、日程変更により生ずる不都合ないし損害については、AFSに故意又は重大な過失がない限り、原則として責任を負いません。

AFSに責任のない事由による追加費用について

AFSに責任のない事由（天災地変、戦乱、暴動、パンデミック、運送・宿泊機関の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の不可抗力を含みます。）により、航空運賃、交通費、宿泊食費などの追加費用が発生した場合、その費用は参加生と保護者の負担となります。

個人の荷物と所有物について

AFSは、個人の荷物や所有物の損失や損害について責任を負いません。また、参加生が自分の所有物の損害や損失に関し交通機関に対し請求できる範囲は限られており、その範囲は航空券の条件、あるいは参加生に対して航空会社や輸送業者が発行する輸送約款に定めるとおりです。荷物料金（受託手荷物手数料や超過料金など）やその他、航空券代に含まれていない付随的な費用は、参加生の負担になります。

医療に関する規定

18. AFSは、二次的旅行医療保険に加入しています。この保険は、受入国や地域によって異なりますが、1件あたり500,000米ドルから2,000,000米ドルを上限として、参加生に発生し支払われた医療費すべてを補償するものです。ただし、参加生が出国するための集合場所に到着した時点から、第12項(c)によりAFSプログラムを早期終了した時、又は本国に帰国した時のどちらか早い時点までに治療が行われる場合に限りです。この旅行医療保険は、参加生が帰国した後の医療費については、そのような費用がAFSプログラム参加中に生じた事情に起因するかどうかにかかわらず、補償しません（ただし、「医療パンフレット」で説明されている追加補償はこの限りではありません。）。参加生とその保護者は、AFSが加入しているのは二次的な保険であるため、参加生が契約している一次の保険契約会社に対し、AFSが求償することがあることを理解しています。

補償の具体的な条件については、「医療パンフレット」を参照してください。

参加生とその保護者は、参加生が公的な健康保険及び傷害保険の制度に加入していない場合には、個人的に健康保険及び傷害保険に加入するよう、AFSが参加生に対し強く勧めていることを理解しています。

AFSの旅行医療保険は、継続的な医療を必要とする参加生に対して長期にわたって医療を提供することを目的としないことを承諾します。そのような場合は、参加生に安全な帰国が可能と医療専門家が判断し次第、参加生が帰国して治療を継続できるように、AFSは必要に応じヘルスケア提供者と連携することがあります。参加生が一旦帰国すると、AFSの保険による補償は終了し、医療費はすべて参加生と保護者の負担になります（ただし、「医療パンフレット」で説明されている追加補償はこの限りではありません。）。

19. AFSは、以下に関する費用については、それらの医療などがいつ行われ、費用がいつ発生したかにかかわらず、その費用を一切負担しません。すなわち、参加生が出国するための集合場所に到着した時点から遡って18ヶ月の間に治療を求めたか、治療が行われた症状（以下、「直近の既往症及び現症」といいます。）、予防薬、予防接種、歯科治療、眼鏡、コンタクトレンズ、通常の視力検査、美容整形手術や緊要ではない手術など。参加生が前記医療などを必要とした場合には、保護者は参加生又はホストファミリーから、医療を行うこととその費用を支払うことへの許可を求める連絡を直接受け、必要な金額を参加生又はホストファミリーに直接送金しなければなりません。

直近の既往症及び現症の状態維持に必要な機器、医薬品の手配・輸送・管理などは、すべて参加生の責任で行わなければなりません。AFSは、直近の既往症及び現症の状態維持・治療のための機器及び医薬品の手配・輸送・管理などの費用を含め、直近の既往症及び現症に関する費用を一切負担しません。また、AFSは状態維持又は治療のための行為について責任を負いません。直近の既往症及び現症に起因して早期帰国をしなければならない場合、参加生と付添者の航空運賃や付添者の宿泊食費や日当を始めとする必要諸経費など関連諸経費は、保護者が負担します。直近の既往症及び現症に関する医療及び治療に関しては、AFSには説明責任はありません。上記に関連する費用が発生し、これをAFSあるいはAFSが依頼した第三者が立て替えて支払った場合は、参加生とその保護者がその費用全額をAFS又はその第三者に対し返済します。

20. 医療行為を受けるかどうかの最終的な決定は保護者が行います。ただし、AFSの旅行医療保険は、参加生が出国するための集合場所に到着した時点から、本国に帰国するまで、又はAFSプログラムを早期終了した日のどちらか早い時点までの間に主治医の勧めに基づいて行った医療行為の医療費だけが弁済の対象になります（第12項(d)参照）。参加生と保護者は、医療行為に関して以下の条件を承諾します。

(a) 医療機関の選択にあたっては、その受入地域で広く信頼されている水準にあるものを選ぶよう最大限の努力をします。一部の国ではその国の守秘義務や医療手続きに関する法律のために、AFSが参加生の治療に関する医療記録や文書を手配できないことがあります。プログラム参加が認められる一つの条件として、参加生及び保護者は、プログラム期間中に参加生に医療サービス又は治療を提供する医療機関宛ての同意書に署名することを求められる場合があります。その目的は、参加生の医療情報をAFS及びAFS医療費プラン関連の業務を提供する者に対して開示することに同意すること、そして、参加生がプログラム参加を安全に継続できるかどうか、又は参加生が保護者のケアの元へ帰る必要があるかどうか、評価することに同意することです。その同意とともに、そのような医療機関が参加生の医療情報をAFSに対して開示できるようにするためには、参加生及び保護者に追加で行っていただくこともあるかもしれません。たとえば、そのような医療機関が医療記録を開示するために求める、別の同意書に署名することが含まれ、それに限りません。そのような保護者からの同意と協力が得られない場合、AFS

は、参加生のプログラムを適切に管理することや、適切なケアが提供されるように支援することができなくなります。

(b) 医療にかかわる緊急事態が生じた場合、もし時間の余裕があれば、AFSは、AFS日本協会を通じて保護者に連絡を取り、手術やその他の必要な処置の許可を要請します。ただし、参加生と保護者は、AFSに対し、保護者に連絡を取る時間的余裕がなく、その状況にもないとAFSが判断した場合、AFSが保護者に代わり、医師の勧めに従い、その監督のもとで行われる医療処置、レントゲン検査、麻酔、輸血、その他内科的又は外科的診断、治療、入院に同意することを認めます。

加えて、一刻を争うような緊急事態が発生した場合には、医療従事者が参加生の命を救うために必要と判断した場合、保護者やAFSに連絡がある前に、レントゲン検査、輸血、手術などの医療処置が取られることを認めます。

(c) 主治医が医療上の理由により国外退去を勧めた場合など参加生が一旦受入国を離れ他の施設に移った場合には、AFSの旅行医療保険の対象から外れます。

(d) 参加生と保護者は、緊急治療にかかわる措置に関して、AFSに対し一切責任を求めません。

個人情報保護

2.1. 本参加規程に署名することにより、参加生と保護者は、AFSによる個人情報の取り扱いについての説明と通知を受け取ったことを確認します。参加生と保護者は、説明と通知について完全に理解しており、また、そのような取り扱いについて同意しています。特に、参加生と保護者は、プログラム応募時及びプログラム参加中に、又はプログラム参加と関連して、参加生と保護者が提供した個人情報（要配慮個人情報を含む）、並びに選考段階及び、プログラム期間中に例えば情報資料を送付したり、受入国における滞在及び本国への帰国を準備し手配したりするなどして収集された全てのデータについて、AFSがそれらを取り扱うことを了解します。また、個人情報の扱いは、本国外においても行われます。そしてAFSは、プログラム業務を提供するために、そもそも参加生と保護者が同意した場合には、AFS活動支援等に関連する目的のため参加生と保護者がAFS活動について常に情報を得られるよう、個人情報をAFS関連組織及び業務委託先等の第三者に対し提供することがあります。また、参加生と保護者は、AFSが妥当であり必要であると判断した場合には、そのような情報を政府機関及びこれに準ずる機関に対しても提供することがあり得ることを承諾します。提供された情報は、プログラム終了後の期間を含め、プログラム運営及びAFS活動支援等に関連する目的以外には、第三者に対して販売されることも開示されることもありません。

AFSは、その業務及びAFS活動支援等に関連する目的のために必要と認められる期間、参加生及び保護者の個人情報を保持します。

プログラム参加生の支援に関連してAFS関係者間で内部共有された情報もまた、AFSの機密となります。この情報がAFSによって機密として保持されないと、AFSプログラムの適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、AFSはそのような情報を機密として保持します。

参加生と保護者はまた、EUの一般データ保護規則及び他の国々のプライバシー法の下、自らが情報主体者として特定の権利を与えられていることを理解します。例えば、自身の個人情報へのアクセスを求める権利、取り扱いの目的に関する情報と当該情報の種類、AFS以外の誰がその情報を受け取った可能性があるのか、どれぐらいの期間保管されるのかについて問い合わせる権利、自己の個人情報が不正確である場合にそれを修正する権利、そして、例外となる特定の場合を除き、AFSに対しその情報の消去又は取り扱い中止を求める権利です。また、多くの国において、参加生と保護者には、自己の個人情報の取り扱いについて懸念がある場合に適切な情報保護機関に対し苦情を申し立てる権利があります。

AFSが参加生と保護者の情報をどのように取り扱うかについての詳細な情報はまた、以下のサイト上のAFSの個人情報保護方針に述べられています。

<https://afs.org/global-privacy-policy/>

2.2. 本参加規程は、別途参加生及び保護者が提出したAFSプログラム参加応募書類、「受入国での諸活動への参加及び免責に関する同意書」、「医療パンフレット」とともに、当事者間の完全な合意をあらわすものです。

2.3. 参加生と保護者は、プログラム参加応募書類には事実を正確に記載したことを確認し、また、何らかの変化が生じた場合は、直ちにAFSに報告することを約束します。

2.4. 本参加規程に関連して、特別の事情により発生した損害賠償の請求については、AFSは一切、責任を負いません。ただし、AFS（その役職員・ボランティアを含む）に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。

2.5. 本参加規程に記載されている規定のいずれかが効力を失ったり、強制力を失ったりしても、本参加規程に記載されている残りの規定の有効性には何の影響も及ぼしません。

2.6. 本参加規程の内容及びそれに関連する事項についての争訟は、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

(AFS Intercultural Programs, Inc. と公益財団法人AFS日本協会が締結したパートナーシップ協定第19条及び第23条に基づき、公益財団法人AFS日本協会理事・事務局長は、本参加規程においてAFS Intercultural Programs, Inc. と公益財団法人AFS日本協会の両者を代表することが正式に承認されています)

(2020年9月改訂)